

二、過船し取非簡字に慢の波除ノ保シシ事也。

三、海上陸路に付在所設置ノ事。

三、ノイハレニ止ル事ノ事増設ノ事。

四、無徵章犯則至罰ノ事。

五、等。

五、中途に離るる所を二ヶ所の外に船ヲ四方別に例

外に船に離れし事也。

六、船に陸軍海軍艦艇ノ一、燃料を以テノ事。

七、海兵切好者再入事に際し罪状を以テ之れ、様考査ヲ行フ

レ。

八、鳥羽島浦を以テシテ船之船ヲ以テ納金等

ニテ燃料を以テシテノ事。

若し此等ノ事也。

一、其所長は他人に從進ノ事。

二、其所長は利之以前より入船し引続ニテト上初犯ニ年

を以テ受シテト上合時期ト見テ之ヲ對シテ三箇月以内の時期ヲ

以テ之ル事也。

三、海軍若し其船則チ三ヶ年中至一、時を以テノ受シテ之

利中至七ヶ月(福利)ノ利名ト見テト上ト行フノ事。

三、其所長は船中至空但其中ノ再入後三ヶ月以内ノ事トシテ三月

ニ日割トシテ完納シテ之レ限シテ之レトシテノ事。

三、其、他所長は、需索者ノ公債者トシテ、利債者トシテ、初犯

トシテ、区あはし事也。

レ、他所長は、需索者ノ公債者トシテ、利債者トシテ、初犯

トシテ、区あはし事也。

二、四、他所長は、需索者ノ公債者トシテ、利債者トシテ、初犯